

# 「確定申告」に関するお知らせ

相談

## 税理士による無料申告相談

申込み 不要

年金受給者・給与所得者・小規模納税者の  
所得税の確定申告書を作成・提出できます

☎成田税務署 ☎(28) 5151

日時

1月30日(火) 10:00~16:00

場所

すこやかセンター2階会議室1

■持ち物

- 源泉徴収票など申告に必要な書類
- マイナンバーに係る本人確認書類（マイナンバーカードまたは通知カードなどの個人番号確認書類と身元確認書類）の写しなど
- 前年に確定申告をした人は、前年の申告書などの控え
- 成田税務署からハガキや封書で「確定申告書」や「確定申告のお知らせ」が届いている人は持参してください。
- 成田税務署の申告書作成会場で、パソコンによる申告書の作成を行ったことがある人は、そのときの控え
- 医療費控除を受ける人は、事前に「医療費控除の明細書」を作成してください。  
申告書や明細書などの様式は、  
国税庁ホームページで入手できます。



！ 注意事項

- 会場の混雑回避のため、「入場整理券」を配布します。整理券の配布状況に応じて、受付を早く締め切る場合もあります。
- 申告書などの提出のみの場合は、直接税務署に持参するか、郵送で提出してください。
- 用紙の配布のみは行いません。
- 土地・建物及び株式などの譲渡所得がある場合、損失などの繰越控除がある場合や住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）適用初年度の人には受付できません。
- 所得金額が高額な場合や、相談内容が複雑な人はお控えください。

相談

## 令和6年度の市民税・県民税申告受付相談

申込み 不要

☎課税課 ☎(93) 0443

日時

2月1日(木)~14日(水) ※土・日曜日、祝日を除く  
9:00~12:00/13:00~16:00

場所

すこやかセンター2階会議室1

申告が必要な人

- 令和6年1月1日現在、市内に住んでいた人で、次のいずれかに該当する人
- 所得税の確定申告は必要ないが、市民税・県民税で各種控除を受ける
  - 所得が給与所得のみで、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない
  - 雇用保険、障害年金・遺族年金など、非課税の所得のみで生計を立てていた
  - 所得がなく、別世帯の人の扶養親族になっている

- 所得がなく、誰の扶養控除対象にもなっていない
- 富里市に住んでいないが、令和6年1月1日現在  
に事務所・家屋敷のいずれかが市内にある

申告が不要な人

- 令和5年分(令和6年度)の所得税の確定申告をする
- 勤務先から給与支払報告書が市区町村に提出される
- 同一世帯の家族の扶養控除対象者になっている